

# Newsletter Citizen's eyes vol.51

2026 年 4 月 12 日発行／ジャーナリズムを考える市民連絡会とやま

連絡先 ☎ 090-8701-6816 <https://civic-journalism.toyama-web.jp>

## 時代の変わり目

愛読していたマスコミ市民も放送レポートも実質的に廃刊、時々図書館で気に入った記事をコピーしていた図書新聞も 3 月で終刊。どんどん読みたいものがなくなっていく。長く続く不況が原因なんだろうけど、ますます社会や時代の状況について見えにくく、わかりづらくなっていくのだろうか。衰退のメディアと言われるけど、新聞への期待は失っていない。まだまだ底力は残されているはずだ。(お)

## 記者とそれを支えた読者と社が切り拓いた 「書いて社会を変え少年を守る」差別に闘う報道へ

大島俊夫

ジャーナリズムを考える市民連絡会とやまは、3 月 15 日富山市内で、結成 6 年周年記念講演会を開いた。講師としてお迎えしたのは、日本の反ヘイト報道を牽引していると言っても言い過ぎではない神奈川新聞編集委員の石橋学さんである。演題は「ヘイトと闘う報道とメディアの責任」。

在日コリアン多住地域、神奈川県川崎市で吹き荒れた在日コリアンに対するヘイトデモ・ヘイトスピーチの現場を取材する中で、反差別報道をどのように獲得していったかを中心に 2 時間を超える貴重な現場からの報告がされた。

講演会に参加した多くが、改めて、何のために報道・ジャーナリズムがあるのかを考え、またそこにはどのような困難が横たわっているのかも知る機会になった。

### 差別の問題性

差別はなぜいけないのか。差別がエスカレーションしていくとジェノサイド（集団虐殺）・戦争につながる。その反省の下に第二次世界大戦後、1948 年に国際連合で人が生まれながらに自由で平等であるとする世界人権宣言が採択され、1965 年には人種差別撤廃条約が成立した。撤廃条約の締約国には差別を撤廃する義務、差別禁止法の制定が求められた。差別の禁止が戦後国際社会の出発点になったのだ。

### 差別禁止法も、差別禁止政策もない日本

日本は、遅まきながら 1995 年に当条約を批准加盟した。ところが未だに包括的な差別禁止法も、差別をなくす政策も行われていない「世界に稀な異常な国」だ。今の排外主義の横行は、この国に差別禁止法がないという構造的欠陥に起因していると指摘する。

### 「桜本」を襲った日本浄化デモの衝撃

ところで、川崎市桜本は、戦前から隣接する京浜工業地域の工場に働く朝鮮半島からの労働者が多く住む町で、しかも太平洋戦争後も、日本に残った在日コリアンの人たちは戦後においても根強く残っている国籍差別を受けながらも、その差別解消に向けた運動を在日の人たちだけでなく日本人も連帯し繰りひろげてきた。川崎市では着実に国籍差別の壁が取り除かれ、共に生きる町づくりが進められてきた。石橋さんはその中心に桜本があることを桜本への取材を重ねる中で理解を深めていった。

その町にこともあろうか「レイシストたちはこの町を襲った」、「この町の共に生きるありようが目障りで仕方なかった」。

2015 年 11 月と翌 16 年 1 月の 2 度にわたり、桜本をめがけて、「朝鮮人は叩き××せ」と叫びながらのヘイトデモが行われた。マイクロバス 30 台の警察機動隊も導入されたが、それは住民を守るためでなく、「自分たちが許可したデモコースをつつがなくデモが終えるように、つまり地域住民や差別に抗議する人たちを排除するために警察は投入され」と石橋さんは話す。

しかし何れもそのヘイトデモに抗議するカウンターに多くの住民・市民が立ち上がり、道路に寝転ぶなど体を張ってデモが桜本に入ることをくい止めた。「差別をくい止め」、「ヘイトスピーチを止めさせる法律がないから、体を張って止めるしかなかった」と当時の状況を説明する。

### 最初のヘイトデモ取材記事 2013 年 10 月

さて石橋さんは、そういう中でどのように反ヘイト報道を獲得していったのだろうか。

次ページに転載したのは、石橋さんの最初のヘイトデモ取材記事である。

川崎で排斥デモ  
「理解できない」  
地域住民も抗議

在日コリアンの排斥を唱えるデモが12日、川崎市川崎区で行われた。主催の市民団体は「これは差別のためのデモ。日本をおとしめる連中をたたき出せ」と氣勢を上げ、JR川崎駅前の目抜き通りを練り歩いた。ヘイトスピーチ（憎悪表現）と呼ばれる民族差別を伴う言動をめぐっては、「在日特権を許さない市民の会」（在特会）などが京都市の朝鮮学校周辺で行った街宣活動に対し、京都地裁が街宣差止めと約1200万円の損害賠償を7日に命じたばかり。

デモに抗議するために駆け付けた同市在住の女性（45）は「たたき出せ」という言動を人種差別と認定した判決の意味をどう考えているのか」と憤慨。通りすがりの女性（49）はこの街は在日の人も多いが、同じ地域住民として仲良く暮らしている。『外国人から川崎を取り戻す』との主張はまったく理解できない」と話した。

排斥デモが川崎で行われるのは今年に入って3回目。参加者は在特会のメンバーを含め約70人で、前回7月と比べ半分の規模だった。（石橋 学）

出典／  
パワボ資料

講演の中でこの記事を、「写真もない」、ヘイトデモの「問題の大きさを伝えるには全く役に立たない記事」。ヘイトデモをする、人権侵害する差別主義者らを「市民団体」とまで書く。「害悪の記事」とまで、その自分が書いた記事を断罪する。

当時ヘイトデモに批判的な記事を書く新聞社へのデモがあり、怖気づいていた、ヘイトデモをヘイトデモに抗議するカウンターデモが発する「ヘイト豚死ね」と同列に扱い、どちらもどっちもと、ヘイトデモ・ヘイトスピーチのひどさを相対化していた。これはヘイトスピーチを甘んじて受け入れよと言ってるのと同じで「大変傲慢な考え方でした」と正直に振り返った。

マイノリティの表現の自由を守るためにはそれを攻撃するヘイトスピーチを規制しなければならないという考えには、当時はいたらなかったのだ。

それが変わっていくのは、先ほど取り上げた桜本襲撃ヘイトデモに勇気を出して反対の声をあげた少年との出会いだった。「あの少年のスピーチを目のあたりにして、間違っていたんだということを少しずつ教わっていった」。

## メディアの責任 「書いて社会を変え、少年を守る」

「差別をやめろという当たり前のことを書かないと、この社会のおかしさは伝え変えることはできない。たとえ今、攻撃されてしまうかもしれないが、その痛みを引き受けて、この差別をしている人物をきちんと実名で批判すること。それによって法に代わって、メディアが先頭に立って断罪することにより、社会にあるべき姿を示す。そうすることによって、差別をすれどこうやって批判される、社会に制裁を受けるという社会の規範が作られていき、これが進んでいけば目指すべき法律につながっていく。

つまり書いて社会を変える。そのことによって少年を守る。『書いて守る』が私たちのやるべきことだと、少年の勇気から教わった。記者は傍観者でなく社会の変革者であり、差別の問題においては、差別をなくす当事者なんだ、その責任があることをようやく思い至ったんです。少しずつまじな記事が書けるようになった」

と語る。長々と講演の発言を書き留めたが、これが石橋さんがたどりついた反ヘイト報道の核心部分だ。

前号のニュースレターや、講演配付資料の中で石橋さんの代表的反ヘイト記事を驚きをもって紹介した。もちろんそれだけでなく、石橋さんはそれ以降も継続的に反ヘイト報道専門記者として神奈川県内にとどまらず埼玉のクルド人問題など精力的にこの国のヘイトスピーチ問題を記事にしている。

ここで付け加えたいのは石橋さんを孤立させない神奈川新聞の対応や、読者・市民の支援に関してだ。レイシストを批判する記事を書くと、ネットで中傷を受け、時には名誉毀損などのスラップ訴訟まで訴えられているが、石橋さんは全く怯むことなく、結果として全て勝訴判決（注1）を得ていること。また判決後に神奈川新聞は「今後もあらゆる差別根絶のための報道を続けること、報道の自由を抑圧する訴訟に屈しない」と述べた『差別根絶のため報道』というコメントを紙面に載せていること（注3）。差別主義者が新聞社に抗議しに来た時には、【石橋記者がんばれ】のプラカードを持った読者・市民が、同じく社の建物前に応援に駆けつけていること（注2）も報告された。

## 16年ヘイトスピーチ解消法、19年川崎市刑事罰付きのヘイトスピーチ禁止条例

講演では、桜本襲撃ヘイトデモ第2弾から数か月後の2016年の6月、初めての反人種差別法である、罰則規定がない理念法のヘイトスピーチ解消法ができた。その影響によって、川崎市は桜本ヘイトデモ第3弾に公園使用を拒否し、裁判所も桜本ヘイトデモ禁止の仮処分を出す、成果へとつながっていることにもふれられた。

19年12月川崎スピーチ禁止条例が可決した時、市議会傍聴席に駆け付けたハルモ二の言葉が紹介された。「やっと法律で守ってもらえるようになる。ようやく川崎市民になれた気がした」。とても印象的な言葉だ。

講演の中で、石橋さんは「講演に呼んでもらった時には、川崎市の条例のようなものを作りましょう。ヘイトデモはいつ起こされてもおかしくない」とも語った。もちろん富山でも必要だ。たぶん石橋さんのような反ヘイト報道をする記者もそれを支える報道機関も、記者を支援する読者・視聴者であり市民も。



（注2）新聞社前で「石橋記者がんばれ」のプラカードを掲げる市民（画像の出典：パワボ資料）

差別根絶のため報道  
神奈川新聞社の秋山理砂取  
締役編集長担当のコメント。当  
社の主張が認められました。当  
「報道の自由」が大切なのは  
言うまでもなく、神奈川新聞  
社は今後もあらゆる差別根絶  
のための報道を続けます。報  
道自由を抑圧する訴訟に  
は屈しません。

（注3）石橋記者へのスラップ訴訟、勝訴判決後の神奈川新聞のコメント（出典：パワボ資料）

2 （注1）石橋さんは24年まで4度の訴訟を受けた、今年2月、昨年の川崎市長選をめぐっての報道で5度目の訴訟を受けた。なお、神奈川新聞は1月の紙面で「検証・川崎市長選神奈川新聞の報道 ヘイトから人権を守る 差別的言動報じず、「公平」を脱却」と題する記事を掲載した。

## 《コラム》 沖縄のいま (42)

### 沖縄は訴える 戦（いくさ）や ならん（ダメだ） 軍拡より世界の平和を

小原 悦子

3月14日、辺野古浜のテント座り込み 8000 日

3月15日の琉球新報社会面（27面）は、辺野古浜のテントでの座り込みが3月14日で8000日となったことを報じた。辺野古漁港横の浜のテントの当日の看板は、「8年（2639日）の命を守る会の闘いと座り込み 8000 日」と表示していた。2004年4月19日に政府が辺野古沖の海底ボーリング調査を実施した日から続く、座り込みの日数だ。記事は「基地なき島 諦めない」と題して、「民意は新基地建設 NO」の大看板の前で決意を新たにす市民らの姿を映していた。

同日の1面記事は、ワシントン、イスタンブール共同発として、キャンプ・ハンセンに司令部を置く第31海兵遠征部隊が佐世保基地からうるま市の米軍ホワイトビーチへ移動して来る強襲揚陸艦に乗船して、イランへ派遣（派兵）されると伝えた。在日米軍がイランへ向けて出撃するに際して、日米両政府は安保条約の事前協議を無視したようだ。

員と武器・弾薬、オスプレイなどを積み込み、直接海外の戦場へ派兵できる。戦後、沖縄の人々が求め続ける「基地なき島」は、さらに遠退くことになる。だからこそ、「民意は新基地建設 NO」なのだ。

朝鮮戦争、ベトナム戦争、アフガニスタンやイラクで米軍が始めた戦争において、沖縄は常に出撃・兵站基地だった。それをまた繰り返すのか、という苦い思い。スペイン、イタリア、フランス、イギリスの各国はイスラエルと米国によるイラン攻撃は国際法違反だと批判し、自国の基地をイラン攻撃には使用させないと言明している。国際法違反の戦争は直ちにやめるようトランプ大統領に要請できない日本の恥ずべき対応に、沖縄の市民は抗議の声をあげる。沖縄県議会、那覇市議会、沖縄市議会、北谷町議会が「アメリカ及びイスラエルによるイランへの軍事攻撃の即時停止と、平和的解決を求める意見書」を全会一致で可決した（4月5日現）。

3月16日、2隻の船の転覆事故、  
高校生と船長が死亡

3月16日（月）は新聞休刊日だった。

11時49分、琉球新報が速報で、辺野古沖で小型船「平和丸と不屈丸が転覆した」と第一報を伝えた。その後、研修旅行で辺野古を訪れていた京都の高校生たち18人と船長ら3人が2隻の船に乗船していたこと、抗議活動ではなく平和学習の一環だったこと、「不屈」が先に横波を受けて転覆し、次いで「平和丸」も転覆したこと、「平和丸」に乗っていた高校2年生の女生徒と「不屈」の船長が亡くなったこと、などが徐々に明らかになっていった。地元紙のみならず、全国紙も、NHKや民放も連日事故に関するニュースを報じた。

紙面上ではありますが、亡くなったお二人のご冥福をお祈りいたします。

なによりも、事故原因の究明が先決であり、今後の



1面と社会面の記事は、まさに「沖縄のいま」を映し出している。辺野古新基地が当初の計画通りに完成するとすれば（その公算は大いに疑問だが）、在沖米海兵隊は辺野古新基地の岸壁に接岸する強襲揚陸艦に兵

安全対策を第一に考えねばならない。なぜ、波浪注意報が出ていたのに出港したのか。究明されなければならない問題は多々あるだろう。

しかしこの間、メディアを含めて様々な憶測に基づく情報が飛び交っている。ある政治家は国会の場で、修学旅行や平和教育に関わる沖縄県内の市民団体や美術館、民泊などの「思想」を国が調査するようにとまで提案した。おぞましい動きだ。琉球新報は3月22日の社説で「高校への誹謗中傷 理由なき攻撃許されない」と題して誹謗中傷を諫めた。

それでも、「戦(いくさ)やならん  
軍拡より世界の平和を」

沖縄では9月に知事選挙がある。衆院選で全敗のオール沖縄側が運動を立て直すことができるのか、まさに正念場だ。

琉球弧への自衛隊の強化も進んでいる。与那国島には今年度、新たに対空電子戦部隊が配備され、2030年度には03式中距離地对空ミサイル部隊配備が計画されている。

大浦湾では砂杭を打ち込むサンド・コンパクション船5隻が作業している。キャンプ・シュワブゲート前の329号線の両側では美謝川切り替え工事が進む。キャンプ・シュワブ作業用ゲート前では、市民が転覆死亡事故に配慮してマイクを使わずに黙々と座り込む。手にしたボードは語る。「戦(いくさ)やならん 軍拡より世界の平和を」。

## いくら北電がごまかそうとしても やっぱり、もう志賀原発は廃炉にするしかない

廃原発WATCHERS能登・富山 藤岡彰弘

この3月4日、富山地裁において、志賀原発の差し止めを求め、北陸電力代表取締役を訴えた株主代表裁判の判決開かれしました。固唾をのんで原告や傍聴人が見守る中、裁判長は、「原告の請求をいずれも棄却する。訴訟費用は原告の負担とする」と、一言述べただけで扉の奥に消え去っていったのです。判決理由の読み上げさえありません。6年8か月、23回にも及ぶ公判はいったい何だったのかと言いたくなる幕切れでした。

原告が一貫して問いただしたのは、被告北電経営陣の「善管注意義務違反」についてです。志賀原発が重大事故を起こさぬように、十分に調査、検討を重ね、事故につながる恐れのある時には、運転を差し控えるというごく当たり前のことをしてきたのかと問いただしたのです。ところが北電は、調査・検討の内容を示す取締役会議の議事録さえ、肝心の部分を白塗りにしたり、発言内容を伏せて提出するような不誠実な対応を繰り返しました。それにも関わらず、後に文書で知らされた判決理由は、要するに原子力規制委員会の意向に沿って再稼働の申請を行ってさえいれば、善管注意義務違反ではないというのです。こんな現実をまったく見ようともしない理由で原告を敗訴にしたから、恥ずかしくて原告の前では読み上げられなかったに違いありません。

この公判が結審を迎えた直後の昨年12月23日、国土地理院が、これまで知られていなかった「推定活断層」が志賀原発の敷地内を走っていると発表しました。原子力規制庁は、即座に北電に調査を要求し、現在北電はこの「推定活断層」のボーリング調査を始める準備をしています。この断層が、「活断層」と判断されれば、その時点で志賀原発の廃炉が決まります。北電の調査をしっかりと見届けていく必要があります。

以下の企画にぜひご参加ください。

- ◆日 時 5月10日(日) 午前10時～12時
- ◆集合場所 赤住・団結小屋
- ◆内 容 和田廣治さんから、国土地理院の発表内容の説明と、  
能登半島地震による海岸隆起の実態についての報告を受け、  
一緒に「推定活断層」の周辺を歩く

(※なお、詳しくはこの企画について説明した別紙、添付資料を参照ください。)

(出典) 志賀原発運転差し止め株主訴訟一審判決を伝える  
北陸中日新聞記事より一部抜粋(26年3月5日) ➡

